

# 業務指示書

## トンガ国全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月24日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月28日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災計画ないし防災無線整備に係る業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○） 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任／防災計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：防災無線配備にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：トンガ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 機材計画（ラジオ放送）/放送計画】

- 1) 類似業務の経験：ラジオ施設整備にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：トンガ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2016年12月2日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

(1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

(2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき

(3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

(4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき

(5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

(6) 虚偽の内容が記載されているとき

(7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

以下の調査に係る現地再委託又は調査補助員費用

- ・地形調査
- ・地盤調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(TOP1 = 48.8277 円 , US\$1 = 104.758 円 , EUR1 = 115.108 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクト等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/防災計画  
機材計画（ラジオ放送）/放送計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.42 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月15日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

トンガ国全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/防災計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画（ラジオ放送）/放送計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

トンガ王国（以下、「トンガ」という。）は南北 800 キロ、大小 170 余りの島が四つの諸島を構成した人口約 10 万人の島国である。世界リスクレポート（2014）で、3 番目に災害リスクが高い国と報告されているように、毎年のようにサイクロンの脅威に晒されており、2014 年 1 月に当国を襲ったサイクロン「イアン」では、ハアパイ島の 80% の家屋が大破し、被災者は約 3 千人（国民の約 3%）に上った。また、地震の巣と呼ばれるトンガプレートが東沿岸近郊に位置し、地震も恒常的に発生しており、それに伴う津波発生リスクが高い環境にある。さらに、諸島の地形も様々で首都のあるトンガタプ島（約 7 万人）、観光客の多いハアパイ島（約 8 千人）などは平坦な地形であり、津波や高潮などの発生時における指定避難場所への迅速な移動のためには、警戒情報・安全情報を迅速に住民に伝える必要がある。

当国政府は緊急災害時対応の手順を有しているものの、気象局から情報配信機関への確実な通信や住民への直接的な情報伝達に必要な機器が不備であること、国営ラジオ放送局の設備老朽化に加え、不十分な放送エリアにより効果的な運用が行えておらず、離島への連絡体制がハード・ソフト面ともに整備が不十分であること等、現状様々な問題を抱えており、住民避難等にかかる対策に遅れが出ている状況である。

このため、当国政府は 2015 年から 2025 年までの「トンガ戦略的開発フレームワーク」（Tonga Strategic Development Framework。以下「TSDF2」という。）を策定し、2025 年までに自然災害の脅威から人命を守ることを目標に、ハザードマップの作成、緊急時行動計画の策定等を行っている。かかる状況の下、トンガ政府は我が国に対して、自然災害にかかる警戒情報や安全情報の迅速な伝達を行うための基盤整備を行う無償資金協力「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」（以下「本事業」という。）を要請した。

本事業は、トンガ王国全土に防災無線システム、音響警報システム及び国営ラジオ放送の機材・施設を整備することにより、自然災害にかかる警戒情報や安全情報の迅速な伝達を図るものであり、TSDF2 に寄与するものとなる。

本業務は以上をふまえ、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト目標：

災害警戒情報や安全情報にかかる関連組織間及び一般市民の情報伝達の迅速化、伝達対象範囲拡大のための基盤が整備される。

#### (2) プロジェクトの概要：

防災無線システム、早期音響警報システム、国営ラジオ放送局の中波送信機材の

整備、及び国営ラジオ放送局スタジオビル、及び中波送信所建屋の建設。

(3) 対象地域 (サイト):

トンガタプ島、エウア島、ハアパイ島、ババウ島、ニウアトプタプ島、ニウアフ  
オオウ島。

(4) 関係官庁・機関

気象・エネルギー・情報・災害管理・環境・気候変動・通信省

(MEIDECC: Ministry of Meteorology, Energy, Information, Disaster Management,  
Environment, Climate Change, and Communication)

トンガ放送協会

(TBC: Tonga Broadcasting Commission)

(5) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

- ・技術協力「地震観測網の運用プロジェクト」(2007年～2011年)
- ・技術協力「大洋州広域総合防災アドバイザー」(2014年4月～2016年4月)

2) 他のドナー等の援助活動

- ・世界銀行による Pacific Resilience Program (PREP: 2015年9月～(5年間)、  
約11百万ドル)
- ・Secretariat of Pacific Community (SPC: 太平洋共同体) による地域防災研修  
(2014年～2018年)

### 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、トンガ政府から要請のあった「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がトンガ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。本指示書を踏まえた上で、コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、必要に応

じプロポーザルに記載して提案することを認める。

## (2) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記の3回の現地調査を予定している。なお、第一回及び第三回現地調査に際しては、JICAから調査団員を各一週間程度参加させる。

第一回現地調査：最適な事業内容を検討するために必要な、事業背景・経緯の確認、実施体制、災害観測・警報発信能力調査、法令等の確認、現況調査、環境社会配慮調査、再委託契約の締結

第二回現地調査：設計・積算に必要な情報収集、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な詳細調査、情報収集を行うための現地調査

第三回現地調査：最終報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る

## (3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

なお、特に以下の4つの段階においては、外務省及びJICA関係者、コンサルタントが出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

### 1) 第一回現地調査派遣前

第一回現地調査にあたっての対処方針を確認・協議する。

(必要に応じて、現地調査派遣後の会議実施を検討する。)

### 2) 第二回現地調査派遣前

第二回現地調査にあたっての対処方針を確認・協議する。

### 3) 第二回現地調査派遣後

現地調査の結果を「現地調査結果概要(案)」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

### 4) 第三回現地調査(報告書案説明)派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

## (4) 災害対応能力の確認

本事業は災害情報伝達のための機材調達案件であり、基盤整備は図られるものの、防災情報伝達の迅速化・安定化の達成には、①災害情報観測能力、災害情報分析・評価能力、予警報体制/能力がトンガに備わっていること、②防災関係省庁間の災害情報伝達プロトコール/能力が各組織間で十分に構築されていること、③情報通信網及びラジオ設備のメンテナンス能力が先方実施機関に備わっていることが必須である。上述3点の現状を十分に把握した上で、本事業実施の妥当性を確認し、必要があれば、コ

ンポーメントの絞り込み、縮小もしくはトンガ側の実施能力、維持管理能力を補完するソフトコンポーメントの実施といった代替手段の提案等についても検討する。

(5) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用等

概略設計を行うにあたり、事業内容の類似した事業に関する設計資料を収集し、設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

(6) 塩害・落雷対策等の確認

機材、施設の設計にあたっては、塩害・落雷対策の必要性を確認した上で、必要な仕様及び対策を検討すること。

(7) 他ドナーとの連携

他ドナーによる防災分野への支援も行われているため、支援内容の重複の回避、また必要な連携にかかる検討を行うこと。また、特に世界銀行が実施する Pacific Resilience Program (PREP) は本事業との関連性が高いことから、PREP の実施内容等は十分に確認し、面談等を通じ情報を入手すること。

(8) サイクロンシーズンの影響の確認

トンガにおけるサイクロンシーズンは 11 月～3 月期となっている。本調査では、サイクロンシーズンにおける自然状況を十分に考慮し、事業スケジュールを検討する。

(9) 情報通信技術 (ICT) の活用

本調査実施に際し、効率的な地形情報の取得、設計業務等に効果的な情報通信技術 (ICT) がある場合には、その活用を検討し、プロポーザルにて提案を行うこと。

(10) 環境社会配慮

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月) が掲げる環境や社会への影響を及ぼしやすいセクター・特性、及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境や社会への望ましくない影響は最小限かあるいはほとんどないと判断されるため、カテゴリ C に分類される。但し、サイレン設置や建屋等建設にあたり、用地取得や住民移転等の必要性が調査中に判明した際にはカテゴリ B への変更となるため、環境社会配慮団員の追加措置等は契約変更にて対応することとする。

(11) ジェンダーおよび社会的弱者への配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、特に女性や子供、障害者等社会的弱者への配慮を行うものとする。



## (12) 協力準備調査設計・積算マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(2009年3月)及び「補完編・機材編」(2016年4月)(以下、設計・積算マニュアル)に基づくものとする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料(設計総括表、積算総括表等)の作成を行う。

## (13) 無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015年4月改訂版)(以下、「無償報告書ガイドライン」)を参照することとする。その際、機密情報が含まれる可能性を考慮し、報告書の公開範囲をトンガ側と確認する。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) トンガの開発計画、防災セクターの開発計画等の上位計画における本計画の位置づけ及び整合性について確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。また、先方政府より要請されている内容は、3つのコンポーネントに分かれるが、各々について先方政府における検討経緯を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び上述「5.(6)」を踏まえ、他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容・教訓を確認する。

### (4) トンガの防災セクター及び放送セクターにかかる基礎情報収集

- 1) トンガ基礎情報を収集する。

- 2) 防災サービス全般の情報収集を行う。特に、災害危機管理体制（行政、人材、情報システム、財政措置等）を確認する。また、各省庁・関連団体による災害情報の提供状況を確認する。
- 3) 過去の災害の事例（調査報告）や、聞き取り調査等によって、現在の災害情報の取得、警報発信、情報伝達と情報の受け取り側（住民意識等）までの課題を抽出し、整理する。また、各関係組織間における防災情報の伝達体制について、災害種別によって伝達経路が異なるか否かも含め、確認する。
- 4) 放送サービス全般の情報収集を行う。
- 5) 上述「5.（4）」を踏まえ、本事業実施の各コンポーネントの妥当性を確認すると共に、重要性・必要性また、各コンポーネントの優先順位を確認する。また、必要に応じてコンポーネントの絞り込み、縮小もしくは代替手段等についても検討し、先方実施機関と協議する。

#### （5）プロジェクトの実施体制および保守・運用能力の確認

事業の実施機関である気象・エネルギー・情報・災害管理・環境・気候変動・通信省及びトンガ放送協会の組織・権限・人員構成や最近3～5年間の予算状況、技術水準、既往案件に係る実施機関の事業実施実績、機材の保守・運用能力等を確認し、本事業の実施機関としての能力を確認し、計画・設計に反映を行う。

#### （6）周波数取得にかかる手続きの確認

本事業で整備する機材の利用に際し、周波数の取得が必要となる場合、取得に必要な帯域及び必要な手続き、費用等を確認する。

#### （7）事業に関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

関連設備及び施設建設に関する法令・基準・設計条件を確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、トンガ側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件を確認・整理する。

#### （8）環境社会配慮に関する調査

環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本計画のカテゴリーを確認するとともに、本計画の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

#### （9）サイト状況調査（機材）

本業務にて行う設計、積算について必要な精度を確保するため、対象地域において、以下に示すサイト状況調査を行う。以下の項目以外に必要な調査項目がある際にはプロポーザルにて提案すること。

- 1) 機材設置のための土地確保状況、候補地の適否確認、必要に応じて周辺の自然状況調査（地形等）

- 2) 無線管理局等のレイアウト確認（広さ、機材配置等）
- 3) 既存機材の確認（稼働状況、普及状況、故障の規模、利用状況、維持管理体制等）
- 4) ユーティリティ（電気、水道等）の整備状況
- 5) 各機材設置拠点の妥当性の検討、要すれば新規機材設置拠点場所の検討及びアンテナ設置時等の雷対策も検討。

#### (10) サイト状況調査（施設）

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、対象地域において、以下に示すサイト状況調査を行う。

##### 1) 関連施設の状況確認

既存中波ラジオ放送局スタジオビル、送信所施設の状況（広さ、機材配置、空調、電力）、アンテナの状況、構造（電波干渉、腐食、安全性）及び設置条件等状況を確認する。

##### 2) 自然条件調査

中波ラジオ放送局スタジオビル建設、送信所施設の適切な改修、並びに、アンテナの適切な据付場所及びその構造を決定するために、別紙1に示す自然条件調査を行う。現場視察及び既存資料等から現在の設置状況に係る各種情報を入手した上で調査を実施し、設置場所の適切性及びその構造について検討する。自然条件調査のうち、地形調査と地盤調査については、現地再委託にて実施することも可能とする。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、別紙1の項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

#### (11) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、周波数利用ライセンス取得、関係機関からの協力取り付け、免税措置、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。特に無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの省庁によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。また、トンガで行われた他無償資金協力の調査報告書のレビュー及び関係者へのヒアリングを行うこと。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税や関連する諸制度にかかる調査については他無償案件等の状況や JICA トンガ支所と面談を行った上で、必要に応じて現地再委託による追加調査の実施も検討する。ただし、現状では追加調査の要否の判断は出来ないため、現段階での見積金額の計上は不要であり、契約変更にて対応することとする。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で JICA トンガ支所と協議を行い、情報収集と情報アップデートについて JICA トンガ支所と合意する。調査終了時には必ず JICA トンガ支所へ報告する。

#### (12) インテリム・レポートの作成

インセプション・レポートにおける調査項目に対する状況を確認し、今後の機材・施設設計の方向性を含めた、第二次現地調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートの更新を行い、インテリム・レポートとして作成する。

#### (13) インテリム・レポートの説明・協議

インテリム・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

#### (14) 成果指標想定及び成果予測

本事業の成果指標の想定及び成果予測を行い、評価に必要な指標に関するベースライン（現状値）の確認を行う。なお、ベースライン調査については現存資料、既存データ等の収集・整理、現地でのヒアリング調査等により行うこととする。

#### (15) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、ローカルコントラクターの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（セメント、鉄筋、骨材、コンクリート、建設機材、工事に使用する水等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。また、必要に応じて材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。また、スペアパーツの入手先、アフターサービスの体制についても確認する。

ローカルコントラクターの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りローカルコントラクターへのヒアリング及び施工実績の調査を通じて、ローカルコントラクターの技術レベルを慎重に判断する。

#### (16) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、プロジェクトの計画策定を行う。計画策定

には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取るものとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

施工監理計画では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議の開催提案））等を記載する。

5) 機材調達計画

- ・ 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- ・ 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無、ロット分け等）
- ・ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ・ 配置場所
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ・ 保守契約（対象機材、契約内容、期間）

(17) プロジェクトの維持管理計画

気象・エネルギー・情報・災害管理・環境・気候変動・通信省及びトンガ放送協会による本事業の資機材の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理費を検討する。

(18) ソフトコンポーネント計画の検討

先方政府関係者と協議の上、本事業完工後の、運営、維持管理にかかる支援（ソフトコンポーネント）の必要性を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポー

ネット計画を作成する。特に、本事業で整備される資機材の利用・維持管理のみならず、住民側で正しく行動ができるようコミュニティ防災にかかる啓発活動等も含め検討を行う。

#### (19) プロジェクトの概略事業費

##### 1) 積算

プロジェクトの概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。また、具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編・機材編を参照して積算を行う。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることをとする。

なお、機材に関しては設計（機材の仕様の選定）及び積算の精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

##### 2) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

- ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ) 工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

#### (20) プロジェクト実施に当たっての留意事項

プロジェクトの円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

#### (21) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (22) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフ

トコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

#### (23) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価は、DAC 評価 5 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、①防災無線伝達対象（組織数）、②緊急警報裨益人口（人）、③聴取可能人口（人）等を想定している。

#### (24) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

#### (25) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をトンガ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

#### (26) 準備調査報告書の作成

トンガ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書（案）
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

### 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6) から (12) を最終成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1) 業務計画書        | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 8 部 |

- |  |                             |
|--|-----------------------------|
|  | : 英語 10 部                   |
| (3) インテリム・レポート                             | : 和文 8 部                    |
|  | : 英語 10 部                   |
| (4) 現地調査結果概要                               | : 和文 8 部                    |
| (5) 準備調査報告書 (案)                            | : 和文 8 部                    |
|  | : 英文 10 部                   |
| (6) 概略事業費 (無償) 積算内訳書                       | : 和文 2 部                    |
| (7) 概要資料                                   | : 和文 2 部及び CD-R 1 枚         |
| (※完成予想図を含む。)                               |                             |
| (8) 準備調査報告書                                | : 和文 (製本版) 10 部 及び CD-R 2 枚 |
| (※完成予想図を含む。)                               |                             |
|  | : 英文 (製本版) 16 部及び CD-R 3 枚  |
|  | : 和文 (簡易製本版) 3 部及び CD-R 1 枚 |
| (9) 機材仕様書 (案)                              | : 和文 3 部                    |
|  | : 英文 4 部                    |
| (11) デジタル画像集                               | : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)  |
| (12) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 |                             |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (6) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル (施行編)」及び同補完編・機材編 (2016 年 4 月改定) を、その他については「無償資金協力に係る報告書のための報告書ガイドライン」(2015 年 4 月改訂版) を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014 年 11 月) を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。



### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画 (案)

2017年2月下旬より第一回現地調査、2017年6月中旬より第二回現地調査を行い、2017年12月上旬に第三回現地調査(概略設計概要説明)を実施することを想定する。2018年2月上旬までに概要資料を作成・提出し、同年5月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途：約27M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

- 1) 業務主任/防災計画 (2号)
- 2) 機材計画 (防災無線・早期警報)
- 3) 機材計画 (ラジオ放送)/放送計画 (3号)
- 4) 施設設計
- 5) サイト状況調査・据付計画1
- 6) サイト状況調査・据付計画2
- 7) 調達計画・積算
- 8) 施工計画・積算
- 9) 経済財務分析/社会状況調査
- 10) 自然条件調査

なお、業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 3. 配布資料等

(1) 参考資料

下記資料がインターネットにて閲覧可能。

・ Pacific Resilience Program

([http://www.pacificdisaster.net/pdnadmin/data/original/SPC\\_2015\\_PREP.pdf](http://www.pacificdisaster.net/pdnadmin/data/original/SPC_2015_PREP.pdf))

・ JICA 環境社会配慮ガイドライン

(<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>)

(2) 配布資料

・ 無償資金協力事業における落雷対策のあり方 (基礎研究) 報告書 (2015年3月)

- (3) 閲覧資料（本業務に関する以下の資料は、JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信第一チーム（TEL：03-5226-3196）にご連絡下さい。）
- ・無償資金協力要請書

#### 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程

- (1) 第一回現地調査
- 1) 団員構成：総括  
計画管理
  - 2) 調査行程：約 10 日間
  - 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。
- (2) 第三回現地調査（概要説明）
- 1) 団員構成：総括  
計画管理
  - 2) 調査行程：約 10 日間
  - 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### 5. 現地再委託又は調査補助員

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。また、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、業務内容を勘案の上、効率性・経済性を考慮した効果的な実施計画をプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積とする。

- (1) 地形調査
- (2) 地盤調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（2012 年 4 月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法、現地再委託することによる経費節減効果等、具体的な提案を行うこと。

#### 6. その他の留意事項

##### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2013 年 11 月）の様式-2 およ

び様式－3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 調査用機材の調達

コンサルタントは、通常業務で使用するパソコンや複合機など以外で業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、本見積として含めること。

なお、本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAトンガ支所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

(別紙1)

トンガ王国全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画準備調査  
にかかる自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・整備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

a) 気象調査

調査目的：施設、アンテナ据付の計画、設計および施工上必要な気象条件を把握する。

調査項目：降雨量、落雷、高潮、風向、風速、自然災害などの履歴

調査方法：既往データの収集

成果品：調査報告（気象情報の分析結果）

b) 地形調査（平面測量、水準測量）

調査目的：施設・アンテナ据付の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

調査位置：調査対象施設、アンテナ据付位置の周辺

調査項目：平面測量、水準測量等

成果品：調査報告（平面図）

c) 地盤調査

調査目的：施設・アンテナ据付の位置決定に必要な情報・判断材料を入手する。

調査位置：調査対象施設、アンテナ据付位置の周辺

調査方法：平板載荷試験、ボーリング調査等

成果品： 調査報告（試験結果、調査結果）

